

1 処分を受けた税理士

氏 名： 大里 慶三

登録番号： 第25036号

2 処分の内容

令和3年6月16日から6月の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

(1) 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、事業所得の申告漏れ等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。

また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

(2) 帳簿作成義務違反

被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。